

令和8年度都立日野台高等学校学校徴収金基本計画

学校徴収金事務取扱規程第2条に基づき、学校徴収金基本計画を策定する。

1 学校で取り扱う学校徴収金の種類

- ① 学年積立金 ② 生徒会費 ③ P T A会計

2 徴収目的

① 学年積立金

遠足等の学校行事や教材購入などに必要な費用について、一定額を積み立てることにより、保護者の月々の負担を平準化するとともに、購入等一括処理することで事務手続きを簡便にし、学校行事等を円滑に実施するため。

② 生徒会費

生徒会活動に要する費用

- ③ P T A会費はP T A規約・活動方針に基づいたP T A活動に必要な経費を会から委任を受けて徴収する。

3 徴収金額

① 学年積立金（年間）

第1学年（8年度生）	128,700円
第2学年（7年度生）	101,000円
第3学年（6年度生）	46,500円

② 生徒会費（年間） 5,500円

③ P T A会費（年間）

第1学年（7年度生）	4,200円
第2学年（6年度生）	4,200円
第3学年（5年度生）	4,200円

4 徴収方法

生徒保護者のゆうちょ銀行自動払込利用登録に基づき、ゆうちょ Biz システムを利用し、口座振替により徴収する。徴収回数及び時期は別表のとおりとする。

5 預託する金融機関

ゆうちょ銀行

6 その他

基本計画に定める徴収目的を実現するに当たって、公費との経費負担区分において適正な徴収金額を算定するほか、保護者等の負担軽減のため、最少の経費をもって最大の効果をあげられるように、計画的かつ効率的な執行に努めるものとする。